

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	中外テクノス株式会社（代表取締役 福馬 聡之）
	法人番号 5240001006942
住所	広島県広島市西区横川新町9-12

2. 措置期間

令和 4 年 10 月 24 日 ~ 令和 5 年 10 月 23 日（12か月）

3. 事実概要

当該業者は、10者と共同して、広島市が発注するコンピュータ機器の入札において、受注価格の低落防止を図るため受注調整するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899